

香川県報



第 94 号

平成 17 年

11月29日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則

●香川県粟島海洋記念公園規則の一部を改正する規則
（にぎわい創出課）

生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出（健康福祉総務課）

生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定
（道路保全課）

道路の供用開始
（会計課）

香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し
（会 計 課）

公安委員会規則

●香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

●拡声器による暴走音の規制に関する条例施行規則

選挙管理委員会告示

政治資金規正法の規定による政治団体の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出

規 則

香川県粟島海洋記念公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第百十三号

香 川 県 報

平成十七年十一月二十九日

香川県粟島海洋記念公園規則の一部を改正する規則

香川県粟島海洋記念公園規則（平成三年香川県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（第七条）を。」以下「公園条例」という。（第三条、第四条第六項及び第十条）に改める。

第八条中「知事が」を削り、同条を第十五条とする。

第七条を削り、第六条を第九条とし、同条の次に次の五条を加える。

（許可の取消し等）

第十条 知事は、利用許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は知事の指示に従わなかったとき。

二 偽りその他の不正な手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。

三 第五条第二項各号のいずれかに該当することとなったとき。

四 第五条第三項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第十一条 前条の規定は、第七条第一項の許可について準用する。

（入園の拒否等）

第十二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、公園への入園を拒否し、又は公園からの退去を命ずることができる。

一 他人に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者

二 第八条各号のいずれかの行為をした者

三 その他公園の管理上支障があると認められる者

（書面のファクシミリ装置による提出）

第十三条 第五条第一項又は第六条第一項の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。

3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、

送信に使用した書面を提出させることができる。

(指定管理者による管理の基準等)

第十四条 公園条例第四条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公園の運営を行うこと。
 - 二 公園の維持管理を適切に行うこと。
 - 三 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - 2 公園条例第四条第六項の規則で定める業務は、公園の維持管理並びに利用許可及び変更許可に関する業務、利用料金の收受に関する業務その他の運営に関する業務とする。
 - 3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第五条第二項、第九条、第十条及び第十二条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
 - 4 公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における第二条、第三条、第五条第一項、第六条第一項、前条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。
- 第五条中「又は第二項」を削り、同条を第八条とする。
- 第四条第一項中「粟島海洋記念公園内行為許可申請書(第一号様式)」を知事に提出してその許可を受けなければならない」を「知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 前項前段の規定による行為の許可(以下「行為許可」という。)を受けようとする者は、粟島海洋記念公園内行為許可申請書(第三号様式)を知事に提出しなければならない。
 - 3 行為許可を受けた者は、第一項後段の規定による変更の許可を受けようとするときは、粟島海洋記念公園内行為変更許可申請書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。
- 第四条に次の一項を加える。
- 4 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 第四条を第七条とし、第三条の次に次の三条を加える。

(利用の許可を要する施設)

第四条 公園のうち公園条例第三条(公園条例第四条第七項において読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けなければならない施設は、研修室及び武道場とする。

(利用の許可)

第五条 公園条例第三条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、粟島海洋記念公園利用許可申請書(第一号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- 一 公園の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - 二 公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - 三 その他公園の管理上支障があると認められるとき。
- 3 利用許可には、公園の管理のため必要な範囲内で条件を付すことができる。
- (利用の許可の変更)
- 第六条 利用許可を受けた者(以下「利用許可者」という。)は、公園条例第三条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、粟島海洋記念公園利用変更許可申請書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第二項及び第三項の規定は、変更許可について準用する。
- 第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

粟島海洋記念公園利用許可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり粟島海洋記念公園の施設の利用の許可を受けたいので申請します。

目 的	
内 容	
期間及び時間	
利 用 人 数	
利 用 施 設	大 研 修 室 ・ 小 研 修 室 ・ 武 道 場

注 印欄は、該当するものを で囲むこと。

粟島海洋記念公園利用変更許可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで許可のあつた粟島海洋記念公園の施設の利用について、次のとおり変更したいので申請します。

変更の理由		
変更の内容	目的	
	内容	
	期間及び時間	
	利用人数	
	利用施設	大研修室 ・ 小研修室 ・ 武道場

注 印欄は、該当するものを で囲むこと。

第3号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

第二号様式の次に次の二様式を加える。

粟島海洋記念公園内行為許可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名)

次のとおり粟島海洋記念公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

目 的	
内 容	
期 間 及 び 時 間	
場 所	
利 用 面 積	

- 注 1 目的の欄には、何々の販売、何々のための写真撮影、何々のための募金、何々のための映画会の開催等の行為の目的を具体的に記載すること。
- 2 内容の欄には、物品の販売をする場合にあつては販売品目及び従事する人員を、写真撮影をする場合にあつては撮影機の台数及び従事する人員を、催しを行う場合にあつては有料又は無料の別、従事する人員及び参加する人員を記載すること。
- 3 場所の欄には、施設の名称等を具体的に記載すること。

粟島海洋記念公園内行為変更許可申請書

香川県知事 殿

年 月 日

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで許可のあつた粟島海洋記念公園内における行為について、次のとおり
変更したいので申請します。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		

- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 改正前の第一号様式及び第二号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

告 示

香川県告示第七百七十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、九、一一	指定訪問介護事業所みなみ 東かがわ市横内六二五番地一	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	訪問介護
平成一七、九、一一	指定居宅介護支援事業所みなみ 東かがわ市横内六二五番地一	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	居宅介護支援事業
平成一七、九、一一	デイサービスみなみ 東かがわ市横内三〇四番地五	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内六二五番地一	通所介護
平成一七、一〇、一〇	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号観音	社会福祉法人観音寺市社会福祉協議会 観音寺市坂本町一丁目一番六号	訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 居宅介護支援事業

平成一七、一〇、一〇	寺市社会福祉センター内		
平成一七、一〇、一〇	社会福祉法人豊浜町社会福祉協議会 観音寺市豊浜町姫浜二二六〇番地一	社会福祉法人豊浜町社会福祉協議会 観音寺市豊浜町姫浜一五四四番地一	訪問介護 居宅介護支援事業
平成一七、一〇、一〇	大野原町指定介護保険事業所 観音寺市大野原町大野原二二六五番地	大野原町 観音寺市大野原町大野原二二六〇番地一	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業

香川県告示第七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、九、一一	指定訪問介護事業所みなみ 東かがわ市横内三〇四番地八	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内三〇四番地八	訪問介護
平成一七、九、一一	指定居宅介護支援事業所みなみ 東かがわ市横内三〇四番地八	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内三〇四番地八	居宅介護支援事業
平成一七、九、一三	デイサービスみなみ 東かがわ市横内三〇四番地八	有限会社東かがわ福祉会 東かがわ市横内三〇四番地八	通所介護

平成一七、一〇、一七	サマリヤ浅野ホー ムヘルブサービス 香川郡香川町浅野 一二八九番地八	社会福祉法人サマ リヤ 高松市西春日町南 山浦一五一〇番地 一	訪問介護
平成一七、一〇、一一	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市坂本町一 丁目一番六号観音 寺市社会福祉セン ター	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市坂本町一 丁目一番六号	訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 居宅介護支援事業
平成一七、一〇、一一	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会豊浜事業所 観音寺市豊浜町姫 浜一二六〇番地一	社会福祉法人観音 寺市社会福祉協議 会 観音寺市坂本町一 丁目一番六号	訪問介護 居宅介護支援事業
平成一七、一〇、二五	すまいるケアセン ター 綾歌郡宇多津町浜 六番丁八六番四	株式会社ピーウエ ル 善通寺市中村町一 八六八番地一	通所介護
平成一七、一〇、一一	観音寺市指定介護 保険事業所 観音寺市大野原町 大野原一二六五番 地	観音寺市 観音寺市坂本町一 丁目一番一号	訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援事業

香川県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月二十九日から同年十二月二十日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松長尾大内線（十号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市十川西町字西下三九八番一地先から 高松市十川西町字西下四〇一番一地先まで	二三・三 四二・一	二三	平成十六年 香川県告示 第七百二十 四号で変更 した区域

四 供用開始の期日 平成十七年十一月二十九日

香川県告示第七百二十号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十二号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十一月二十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 取消年月日
平成十七年十一月十七日
- 二 住所
木田郡牟礼町大字牟礼三〇二一
- 三 氏名
牟礼町
売りさばき場所
- 四 木田郡牟礼町大字牟礼三〇二一

公安委員会規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十九日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十八号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表二十六の項中

第五十九条の二第五項	第五十九条第五項
第五十九条の二第六項	第五十九条第六項

を

に

第五十九条の二第七項	指示の内容の運搬証明書への記載
第五十九条の二第九項	運搬証明書の書換え
第五十九条の二第十項	運搬証明書の再交付
第六十六条第二項	指定又は許可の取消し、事業の廃止等に係る運搬の届出の受理及び運搬証明書の交付（第五十九条の二第五項の準用）
第六十六条第二項	指定又は許可の取消し、事業の廃止等に係る運搬日時等についての指示（第五十九条の二第六項の準用）
第六十六条第二項	指定又は許可の取消し、事業の廃止等に係る指示の内容の運搬証明書への記載（第五十九条の二第七項の準用）
第六十六条第二項	指定又は許可の取消し、事業の廃止等に係る運搬証明書の書換え（第五十九条の二第九項の準用）
第六十六条第二項	指定又は許可の取消し、事業の廃止等に係る運搬証明書の再交付（第五十九条の二第十項の準用）
第五十九条第九項	運搬証明書の書換え
第五十九条第十項	運搬証明書の再交付

に

を

改め、同項1中「第十七条の五の二」を「第五十条」に、

第十七条の五の三第一項及び第二項
 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における措置

第五十一条第一項第二号及び第三号
 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における関係公安委員会への通知及び連絡

第五十一条第二項
 運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における関係公安委員会を通じた届出等の受理及び書換え等

を

に

改める。

附則

この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年十一月二十九日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第十九号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則

拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成五年香川県公安委員会規則第一号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成四年香川県条例第三十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 音量の測定は、日本工業規格C一五〇九一に適合する騒音計又はこれと同等以上の性能を持つ測定器を用いて行うものとする。この場合において、周波数重み付け特性はA特性、時間重み付け特性はF特性を用いるものとする。

2 音量の決定は、騒音計又は測定器の指示する最大値をその音量として行うものとする。

(警察官の身分を示す証明書)

第三条 条例第七条第二項の警察官の身分を示す証明書は、警察手帳とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第四百号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年十一月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大橋良男後援会	大橋 良男	簡井 賢二	三豊郡山本町大字辻二一八八
小比賀勝博後援会	白石 定夫	山下 武	香川郡香川町大字浅野二七二
鴨田信後援会	真鍋 亘	川上 雅平	三豊郡高瀬町大字新名七三四五
為広員史後援会	為広 員史	為広 憲幸	三豊郡山本町大字財田西四二一
平岩アサ子後援会	藤田 昇	平岩 學	三豊郡三野町大字吉津之七一八
三木ゆうじろう後援会	三浦 正満	三木 孝男	小豆郡土庄町甲一六三〇
横山忠始後援会	松田 幸一	徳重 義雄	三豊郡詫間町大字詫間四〇一八

香川県選挙管理委員会告示第五百号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十一月二十九日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

する。

平成十七年十一月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項
自由民主党香川県第一選挙区支部	主たる事務所 高松市古新町四三 所の所在地 高松市福岡町三一

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項
梶河正孝後援会	主たる事務所 木田郡庵治町六三九 所の所在地 三六一
たまき雄一郎後援会	主たる事務所 さぬき市寒川町神前 所の所在地 二九三三一

香川県選挙管理委員会告示第四百六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同法第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十一月二十九日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称
税理士による藤本孝雄後援会